

「二十歳（はたち）のつどい」
案内はがきおよび式次第への広告掲載仕様書

1 広告媒体の種類等

令和 8 年 1 月 11 日開催の「二十歳（はたち）のつどい」事業の実施にあたり、表 1 に記載するものを広告媒体とする。

表 1：媒体の種類、配布期日および枚数

項番	媒体の種類	配布期日	枚数
(1)	案内はがき	令和 7 年 11 月下旬 (発送予定)	約 2,500 枚 (11 月上旬確定)
(2)	式次第	令和 8 年 1 月 11 日 (式典当日)	約 2,500 枚 (参加者配布)

2 広告媒体の対象

(1) 案内はがき

令和 7 年 10 月 31 日現在、秋田市に住民登録のある平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 式次第

式典当日（令和 8 年 1 月 11 日）の参加者

3 広告印刷の仕様

(1) 案内はがき

ア 広告の掲載サイズについては、縦（短辺）40 ミリ×横（長辺）100 ミリ以内とする。

イ 広告面は 4 色刷りとする。

ウ 印刷作業は、広告原稿を基にはがき作製を受注した業者が行い、成果品の内容および品質の確認においては、本件契約者が立ち会うこととする。

(2) 式次第

ア 広告の掲載サイズについては、縦（短辺）40 ミリ×横（長辺）180 ミリ以内とする。

イ 広告面は 1 色刷りとする。

ウ 印刷作業は、広告原稿を基に生涯学習室が行い、成果品の内容および品質の確認においては、本件契約者が立ち会うこととする。

4 広告に関する制約

(1) 本書において特に定めのない事項については、「秋田市広告掲載要綱（平成 19 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）」および「秋田市広告掲載基準（平成 19 年 10 月 31 日市長決裁。以下「基準」という。）」によるものとする。

(2) 要綱第 4 条、基準第 5 条および第 6 条に規定するもののほか、次のアからウに該当する内容の広告の掲載を禁ずることとする。

ア 葬儀場および葬儀代行

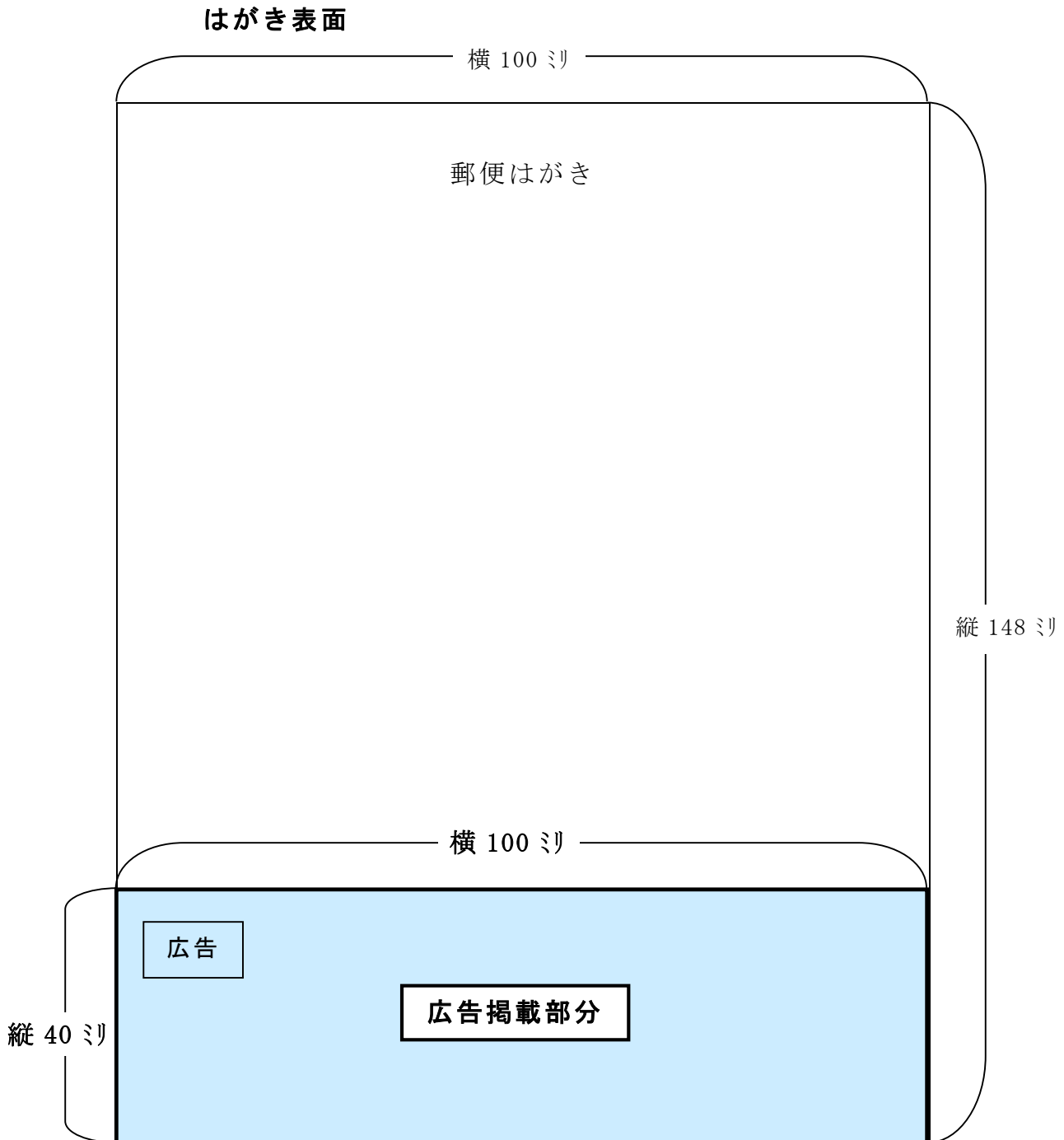
イ 仏壇仏具および墓石の販売

ウ その他、慶事にふさわしくない事業又は施設など

(3) 広告枠内に「広告」と囲み文字（11 ポイント以上）で表示すること。

5 広告の規格（レイアウト）図

(1) 案内はがき



※広告掲載部分の左右および下の縁については、印刷の都合上、1 mm 程度の誤差が生じる場合がある。

(2) 式次第

式次第表面（A 4）

